

● 受講料助成制度のご案内

市町村及び支援機関等の受講料助成制度

中小企業大学校人吉校の実施する研修を受講される中小企業者の方を対象に、市町村及び支援機関等において、助成制度が設けられています。下記の一覧表は、人吉校が実施した調査で回答が得られた機関の、平成29年12月末現在における制度概要です。助成内容の詳細やお申込み方法等につきましては、各機関の窓口にお問い合わせください。

熊本県

	機関名	対象者	助成内容	問合せ先
市町村	あさぎり町	町内中小企業	受講料の1/2 予算(15万円)の範囲内	商工観光課 0966(45)7220
	荒尾市	城北地域先端技術波及促進協議会会員企業	受講料 5万円以内 1社2名まで	H30.3まで山鹿市 H30.4～荒尾市産業振興課 0968(63)1432
	五木村	村内中小企業	受講料の1/2 1企業50万円以内(研修終了後60日以内に申請が必要)	ふるさと振興課 0966(37)2212
	菊陽町	商工会・企業及び企業等が組織する団体	受講料の1/3、宿泊費の1/3 1人3万円以内 1企業2名(事前申請が必要)	商工振興課 096(232)2165
	熊本市	市内中小企業又は協同組合等	交通費・宿泊費の1/2相当額 1企業10万円以内(研修日の1週間前までに申請が必要)	商業金融課 096(328)2424
	合志市	市内中小企業	受講料の2/3 1研修者につき1回(事前申請が必要)	商工振興課 096(248)1115
	玉名市	城北地域先端技術波及促進協議会会員企業	受講料 5万円以内 1社2名まで	H30.3まで山鹿市 ※H30.4～荒尾市
	八代市	市内企業の従業員、経営層	受講料・交通費の2/3以内 業種等によって、補助率が異なります。詳細については、担当課へお問い合わせください。(研修日の1週間前までに申請が必要)	商工政策課 0965(33)8513
	山鹿市	市内中小企業	受講料の1/2、交通費・宿泊費1/2 1人10万円以内 1社3名まで(研修日の20日前までに申請が必要)	商工観光課 0968(43)1579
支援機関等	宇土市商工会	会員企業	受講料の1/2で3万円以内 交通費・宿泊費の計1万円まで 1事業所年1回まで	0964(22)5555
	大津町商工会	会員企業	受講料の1/2または3万円のいずれか低い額 交通費・宿泊費は5万円を限度 1会員企業受講者 延べ5名まで	096(293)3421
	菊陽町商工会	会員企業	受講料の1/3、宿泊費の1/3 1人3万円以内 1企業2名まで(事前申請が必要)	096(232)2757
	球磨村商工会	NEW 会員企業	受講料の2/3 1人2万円以内 1企業1名(事前申請が必要)	0966(25)6660
	熊本商工会議所	会員企業	受講料の20% 1事業所5万円以内 (研修受講終了日が属する年度内に申請が必要)	会員サービス課 096(354)6688
	熊本市植木町商工会	NEW 会員企業	受講料の1/2 1人3万円以内(事前申請が必要)	096(272)0236
	熊本市託麻商工会	会員企業	受講料の1/2 1企業2万円以内(研修日の7日前までに申請が必要)	096(380)0014
	熊本市天明商工会	会員企業	交通費:片道2千円 宿泊費:実費(研修終了後、1週間以内に申請)	096(223)2022
	熊本市北部商工会	NEW 会員企業	受講料・交通費のうち5万円以内(研修日の1週間前までに申請が必要)	096(245)0127
	合志市商工会	会員企業	受講料の1/3 1企業3万円以内(事前申請が必要)	096(242)0733
	相良村商工会	会員企業	受講料の1/2 3万円以内 1事業所2名まで(事前申請が必要)	0966(35)0504
	多良木町商工会	会員企業	受講料 定額1万円	0966(42)2525
	和水町商工会	会員企業	受講料の1/2 3万円以内	0968(86)2127
	錦町商工会	会員企業	受講料の1/2 2万円以内	0966(38)0009
	人吉商工会議所	市内中小企業及び会員企業	受講料の1/2以内 1企業同一年度内10万円以内	総務課 0966(22)3101
	益城町商工会	会員企業	受講料・交通費・宿泊費の1/2 3万円以内	096(286)2551
	水上村商工会	会員企業	受講料の1/3 短期研修:1万円以内 長期研修:3万円以内(事前申請が必要)	0966(44)0073
	水俣商工会議所	会員企業	受講料の1/2 1事業所同一年度内5万円以内(事前申請が必要)	0966(63)2128
	山江村商工会	会員企業	受講料の2/3 1企業1回2万円以内(事前申請が必要)	0966(24)9326
	八代商工会議所	会員企業	受講料の1/2 1会員事業所 同一年度内1回 5万円を限度 (事前申請が必要)	業務課 0965(32)6191
	湯前町商工会	会員企業	受講料 予算の範囲内、2.5万円以内(事前申請が必要)	0966(43)3333
	(公社)熊本県トラック協会	会員企業である法定中小企業の経営者、後継者、管理者	受講料の2/3 ※熊本協1/3、全ト協1/3 予算の範囲内 原則1会員事業者4名以内(4月1日から翌年2月末までに申請が必要)	総務課 096(369)3968
	南九州地区しんぎん経営者協議会	協議会会員	受講料の1/2 2万円以内(研修終了後3か月以内に申請)	096(325)2475
	(公財)日本中小企業福祉事業財団(日本フルハップ)	会員企業	受講料の1/2 1事業所1年度合計15万円以内	福利厚生課 06(6949)3316

宮崎県

	機 関 名	対 象 者	助 成 内 容	問 合 せ 先
市 町 村	えびの市	市内中小企業	受講料 1人2万円以内 1企業4万円まで	観光商工課 0984(35)3727
	串間市	NEW 市内中小企業	1事業所につき受講料・宿泊料・交通費の60% (事前相談期間4月～5月・申請受付6月～9月)	商工観光スポーツランド推進課 0987(72)1111
	小林市	市内中小企業	受講料 1人2万円以内 1企業6万円まで (研修終了日30日以内に申請が必要)	商工観光課 0984(23)1174
	新富町	町内中小企業	受講料の2/3以内又は10万円のいずれか低い額	まちおこし政策課 0983(33)6029
	日南市	市内中小企業	受講料等 1人1回当たり3万円以内(事前申請が必要)	商工政策課 0987(31)1169
	延岡市	市内中小企業	受講料の1/2 10万円以内 1企業2回まで (研修日の1週間前までに申請が必要)	工業振興課 0982(22)7035
	日向市	市内中小企業	受講料 1人2万円以内 1事業所10万円以内	商工港湾課 0982(52)2111
	都城市	市内中小企業	受講料の1/2 5万円以内 1企業2回まで (受講後1月以内に申請が必要)	商工政策課 0986(23)2983
支 援 機 関 等	門川町商工会	会員企業	受講料の80% 5万円以内 1事業所2人まで (受講後速やかに申請が必要)	0982(63)1514
	荘内商工会	会員企業	受講料の80% 5万円以内	0986(37)0024
	延岡商工会議所	NEW 会員企業	研修受講にかかる研修施設の宿泊料 1事業所5万円以内(事前申請及び実績報告が必要)	0982(33)6666
	三股町商工会	会員企業	受講料 3万円以内(事前申請が必要)	0986(52)2226
	(公財)宮崎県産業振興機構	県内中小企業	受講料・交通費・宿泊費の1/2(2/3) 10万円以内(20万円以内) ※()内は成長期待企業として宮崎県より認定を受けた企業に適用(事前申請が必要)	産業振興課 0985(74)3850
	(一社)宮崎県トラック協会	会員企業	受講料の2/3 ※宮ト協1/3、全ト協1/3 受講者総数10名 1会員事業所2名以内(事前申請が必要)	0985(53)6767
	南九州地区しんぎん経営者協議会	協議会会員	受講料の1/2 2万円以内(研修終了後3か月以内に申請)	096(325)2475
(公財)日本中小企業福祉事業財団 (日本フルハップ)	会員企業	受講料の1/2 1事業所1年度合計15万円以内	福利厚生課 06(6949)3316	

鹿児島県

	機 関 名	対 象 者	助 成 内 容	問 合 せ 先
市町村	薩摩川内市	市内中小企業	受講料・交通費・宿泊費の1/2 1事業所1年度あたり10万円以内 (研修終了後1か月以内に申請が必要)	商工政策課 0996(23)5111
支 援 機 関 等	いちき串木野商工会議所	会員企業	受講料の1/2 5万円以内	業務課 0996(32)2049
	指宿商工会議所	会員企業	受講料の1/2 5万円以内 同一年内(事前申請が必要)	業務課 0993(22)2473
	鹿屋商工会議所	会員企業	受講料の1/2 5万円以内(事前申請が必要)	中小企業振興部 0994(42)3135
	さつま町商工会	会員企業	受講料 1人1万円以内(事前申請が必要)	0996(53)1141
	志布志市商工会	商工会青年部員他	受講料・宿泊費の1/2 2万円以内(研修日の1週間前までに申請が必要)	総務課 099(472)1108
	菜の花商工会	NEW 商工会青年部員	受講料・交通費・宿泊費の合計額3万円以内	0993(34)1141
	(公社)鹿児島県トラック協会	会員企業	受講料の2/3 ※鹿ト協1/3、全ト協1/3 該当する講座のみ 1会員複数 の申込可(人数調整要)(会計年度の4月1日～2月28日までに申請が必要)	経理課 099(261)1167
	南九州地区しんぎん経営者協議会	協議会会員	受講料の1/2 2万円以内(研修終了後3か月以内に申請)	096(325)2475
(公財)日本中小企業福祉事業財団 (日本フルハップ)	会員企業	受講料の1/2 1事業所1年度合計15万円以内	福利厚生課 06(6949)3316	

沖縄県

	機 関 名	対 象 者	助 成 内 容	問 合 せ 先
市町村	北中城村	NEW 村内事業者、 村内創業予定者他	受講料1人1回 1.5万円以内(12/28までに申請が必要)	企画振興課 098(935)2233
支 援 機 関 等	八重瀬町商工会	会員企業	受講料・交通費・宿泊費 5万円以内 1事業所につき1名(事前申請が必要 6/30までに申込)	098(998)4334
	(公社)沖縄県トラック協会	中小企業者	会員:受講料2/3 交通費1/2 ※沖ト協1/3、全ト協1/3 予算の範囲内 1事業所複数回の申込み可(当該年度の1月末まで申請が必要)	業務課 098(863)0280
	南九州地区しんぎん経営者協議会	協議会会員	受講料の1/2 2万円以内(研修終了後3か月以内に申請)	096(325)2475
	(公財)日本中小企業福祉事業財団 (日本フルハップ)	会員企業	受講料の1/2 1事業所1年度合計15万円以内	福利厚生課 06(6949)3316